

有料職業紹介事業 返戻金制度

許可番号 11-ユ-301061

大和梱包運輸株式会社

紹介した候補者が、求人者に採用された日から起算して以下に定める期間に、専ら候補者の一身上の都合による退職、または候補者の責めに帰すべき事由による解雇に至った場合は、求人者から受領した紹介手数料の一部を求人者に返金するものとする。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・ 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 80%
- ・ 入社後 3 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 40%
- ・ 入社後 6 ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の 10%
- ・ 入社後 6 ヶ月以降に退職した場合、返戻金なし

上記に定める返金以外には、求人者に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

以上